

令和5年5月2日

生徒及び保護者の皆様

兵庫県立太子高等学校
校長 梶谷 英樹

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について(お知らせ)

新緑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素は本校の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、4月10日に、マスク着用の基本的な考え方の見直し等について、文書にてお知らせいたしましたが、このたび「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」が施行されるのに伴い、5月8日から、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止措置の取扱いが下記の通り変更になりますので、お知らせいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止措置の変更について

○「出席停止」となるのは、生徒本人の感染が確認された場合のみです。それ以外の場合(本人または家族の発熱、家族の感染等)は、欠席となります。

- ・出席停止の期間は「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症では想定されていません。
- ・無症状の感染の場合の出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでです。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

○他の感染症と同様に、保護者が記入する「学校感染症発生報告書」を提出してください。

2 マスク着用の基本的な考え方(4月10日付け配布文書から変更はありません)

○学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

○引き続き、マスクの着用が推奨される以下の場面等では、マスクの着用を推奨します。

- ・登下校時(通勤ラッシュ時)に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

○学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策(手指消毒や手洗いの奨励、十分な換気の実施や大声での会話は控える等)を講じます。

○新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられます。

○咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うようにしてください。

3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要ですので、無理をして登校することは控えてください。ただし、欠席となります。また、軽微な症状があることを以て、登校を制限するものではありません。